

青森県報

第三千百三十号

平成二十一年
八月三十一日
(月曜日)

目 次

告 示

保安林の指定予定	……………	(林政課)	…
公有水面埋立ての免許の出願の要領	……………	(漁港漁場整備課)	…
急傾斜地崩壊危険区域の指定	……………	(河川砂防課)	…
都市計画の変更	……………	(都市計画課)	…
漁船保険付保義務の発生	……………	(下北地域民局)	…
公安委員会	……………		
指定講習機関の代表者の変更の届出	……………	(運転免許課)	…

告 示

青森県告示第五百六十四号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡深浦町大字上長慶平字薄月一九の二

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字薄月一九の二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百六十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成二十一年八月二十日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

五所川原市十三羽黒崎一三五の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四一度〇二分一三秒八六八五

東経 一四〇度一九分四四秒六三三九

の地点 北緯 四一度〇二分一三秒八三一五

東経 一四〇度一九分四四秒六七五六

の地点 北緯 四一度〇二分一三秒八二〇六

東経 一四〇度一九分四四秒六五八六

の地点 北緯 四一度〇二分一三秒〇〇〇四

東経 一四〇度一九分四六秒七〇五〇

の地点 北緯 四一度〇二分一三秒八二四一

東経 一四〇度一九分四六秒四三二四

の地点 北緯 四一度〇二分一三秒六八一三

東経 一四〇度一九分四四秒三四三四

3 面積

六三二・〇七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

五所川原市十三羽黒崎一三五の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からエの地点までを順次直線で結んだ線及びアの地点とエの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 北緯 四一度〇二分一四秒一二四三

東経 一四〇度一九分四四秒九〇八六

イの地点 北緯 四一度〇二分一三秒九五八二

東経 一四〇度一九分四七秒三四四〇

ウの地点 北緯 四一度〇二分一三秒四〇一三

東経 一四〇度一九分四六秒四八〇一

エの地点 北緯 四一度〇二分一三秒五六七四

東経 一四〇度一九分四四秒〇四四六

3 面積

二・三三五・三六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第五百六十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第
三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び北上地域県民局地域整備
部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 久保一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及
び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を
結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北郡東北町	上野	久保	一一六の六
二	"	"	上野	二〇〇
三	"	"	久保	一一五の一
四	"	"	"	一一三の一
五	"	"	"	一一四の一
六	"	"	"	一〇一の七
七	"	"	"	一〇一の九

八	〃	〃	〃	〃	一〇三の二
九	〃	〃	〃	〃	一三八の一
十	〃	〃	〃	〃	一一五の七
十一	〃	〃	〃	〃	一二六の一

二 千刈田二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱四号と標柱五号を結んだ線は町道根岸三号線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北郡おいらせ町		千刈田	三三の一
二	〃		〃	二五の二五
三	〃		〃	二五の二四
四	〃		〃	二五の二五
五	〃		〃	二五の六九
六	〃		〃	二〇の二二
七	〃		〃	二一の二一
八	〃		〃	二一の二二
九	〃		〃	一六
十	〃		〃	二〇の一

青森県告示第五百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県土木整備部都市計画課及びむつ市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第五百六十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字蒲野沢字石持七一番地 手間本 政 信	石持
下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道五五番地三 杉本 輝 喜	
下北郡東通村大字蒲野沢字稻崎一番地 齋藤 栄 藏	

公安委員会

青森県公安委員会告示第九十号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、指定講習機関である株式会社五所川原モータースクールから代表者の氏

名変更の届出があったので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年八月三十一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

代表者の氏名	変更事項	変更年月日
三浦 繁光	変更前	
平山 徹治	変更後	
平成二十一年七月二十七日		

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭